



いのち 生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり

ぜひまたお越しください。



6月15日、海潮地区振興会が主催する田舎暮らし体験ツアーの参加者は地元住民の案内で山王寺棚田を見学。

2008

7

No.44

市

Public Relations

報

うんなん

「平和を」の都市宣言のまち 雲南市

- 2-4 たくさんのご意見をお寄せください  
雲南市まちづくり基本条例 パブリックコメント募集中
- 5-7 後期高齢者医療制度に加入の皆様へ
- 8-9 雲南ニュース ほか
- 10 こんにちは、保健師です。ほか
- 11 こげなことしとーます 研究所うんなん ほか
- 12-13 わが家のホープ ほか
- 14-15 交流センター設置計画
- 16-17 ふるさとウォッチング
- 18-28 雲南市からのお知らせ ほか



# 雲南市まちづくり基本条例（案）

## （前文）

私たちの愛する雲南市には、  
 清らかな水と緑の 「豊かな自然」  
 銅鐸やたたらをはじめとした 「誇るべき歴史遺産」  
 恵まれた風土によって育まれた 「豊かな食文化」  
 世代を越えた 「地域の和」  
 などの、たくさんの恵みがあります。  
 私たちは、ふるさとを思う多くの人々によって受け継がれてきたこの恵みを大切にしながら、「平和を」の精神を尊重し、「誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくり」をすすめます。  
 まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わることです。  
 ここに、市民、議会及び行政がともにこの理念を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、雲南市まちづくり基本条例を制定します。

## （目的）

第1条 この条例は、雲南市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、協働のまちづくりをすすめることを目的とします。

## （最高規範）

第2条 市民、議会及び行政は、まちづくりの推進にあたり、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めます。

## （定義）

第3条 この条例において用語の定義は、次のとおりとします。  
 (1) 協働 市民、議会及び行政が対等な立場に立って、お互いの意見を尊重し、学習を通じて一人ひとり意識を高めあい、役割と責任を担いあいながら共通の目標に向かって取り組むこと。  
 (2) コミュニティ 心豊かに安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民が互いに助け合い、行動するために自主的に結ばれた組織及び集団  
 (3) 新たな公共 公共サービスの多様化が求められるなかにあって、行政に限らず市民をはじめとする多様な主体によって担われる公共の領域

## （市民の権利）

第4条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を持ちます。  
 2 市民は、まちづくりに関する情報について、その提供を受け、また自ら取得する権利を持ちます。  
 3 満20歳未満の青少年・子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加する権利を持ちます。

## （市民の責務）

第5条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加するよう努めます。  
 2 市民は、お互いを認め合い、意見を尊重するとともに、自らの発言と行動に対して責任を持ちます。  
 3 市民は、次代を担う子どもたちが、夢と希望をいだくことができる良好な環境を創出するよう努めます。

## （議会の役割と責務）

第6条 議会は、市民の代表により構成される市の議決機関として、市民の意思を尊重した意思決定に努めなければなりません。  
 2 議会は、積極的な情報公開や、市民との対話に努め、開かれた議会運営を行わなければなりません。  
 3 議員は、議会活動について、市民への説明責任を果たすとともに、公正かつ誠実に遂行し、市民の負託に応えなければなりません。

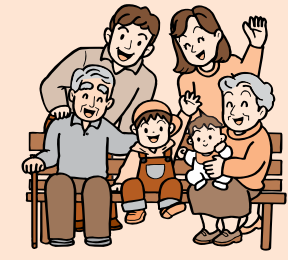
# 市民と行政の協働によるまちづくり

# たくさんの方の「意見をお寄せください」

雲南市では、市民の皆様で構成する「まちづくり推進懇話会議」において、まちづくりの基本理念を明らかにする「まちづくり基本条例」が検討されてきました。  
 3月17日には、約1年に及ぶ議論がまとめられ、「まちづくり基本条例の制定に向けた提言」を頂いたところです。この提言をもとに、議会での意見をふまえ「雲南市まちづくり基本条例(案)」(3、4頁に掲載)をこのほど作成しました。

## まちづくり基本条例とは

地方分権がすすみ、「地域のことは地域で考え、地域で決める」地域経営の視点が、これまで以上に求められています。  
 まちづくり基本条例は、こうした時代にふさわしいまちづくりをすすめるため、市民・議会・行政それぞれの役割や、市民参加のルール、行政の仕事のすすめ方など雲南市独自の基本ルールを定めるものです。



## パブリックコメント

皆様の声をまちづくりに

## 募集中

7/18まで

条例(案)を皆様にお知らせし、ご意見をいただき、より充実した条例とするためにパブリックコメントを実施します。たくさんのご意見をお寄せください。

## 今後の予定

皆様からいただいた意見をもとに、庁内調整を図り、本年9月議会に最終的な「雲南市まちづくり基本条例」を議案として提出する予定です。

## 記載内容

①お名前、②ご住所、③条例案に関するご意見を必ず書いて提出してください。様式は自由です。

## 提出方法

持参、郵便、ファックスまたはEメールのいずれかの方法で、市役所政策推進課へ提出してください。

## 提出日

7月18日(金)(必着)

## その他

市ホームページ、各総合センター自治振興課または政策推進課で、条例制定の背景や条文の解説などを示した附属資料をご覧ください。

# 雲南市まちづくり基本条例

## 基本条例が制定されると...



雲南市役所政策推進課（本庁舎4階） 〒699-1392 雲南市木次町木次1013-1  
 ☎0854-40-1011 ☎0854-40-1019 Eメール: seisakusuishin@city.unnan.shimane.jp

# 後期高齢者医療制度に加入の皆様へ

## 1. 保険料額の通知

前年中（平成19年）の所得に基づく後期高齢者医療の保険料額確定通知書を、島根県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）より、7月中旬に加入者全員にお送りします。

なお、以下の方は、今回お送りする通知書にて保険料の納付開始時期をご確認ください。

後期高齢者医療制度に加入する直前に、

- ① 会社の健康保険や共済組合等の社会保険に加入されていた方
- ② 国民健康保険に加入されていた方で、納付書等で保険料を納めていただく方

## 2. 被保険者証の更新

広域連合では、前年中（平成19年）の所得に基づいて、加入者の皆さんが医療機関の窓口で支払う医療費の負担割合の再判定を行います。これにより、負担割合が変更となる方について、後期高齢者医療被保険者証（以下、「保険証」）の更新を行います。該当となる方には、7月中に新しい保険証をお送りします。

古い保険証を使って医療機関で受診されると、本来の負担割合との差額の返金手続きや、追加支払いが生じます。新しい保険証が届いたら、古い保険証は8月1日以降に市役所市民生活課へ必ず返還してください。

なお、負担割合に変更が生じなかった方については、お手持ちの保険証をそのままお使いください。

## 3. 限度額適用・標準負担額減額認定証

非課税世帯の方は、手続きにより、入院中の食事費や一部負担が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、「減額認定証」）が交付されますが、この減額認定証は毎年8月から翌年の7月までが有効期間となっています。

前年中（平成19年）の所得に基づいて再判定した結果、8月以降に減額認定の対象となる方には、7月中に申請手続きについて通知します。通知が届いた方は、市役所市民生活課または各総合センターで認定証の更新手続きをお願いします。

## 4. 保健事業（健康診査事業）の実施

後期高齢者医療制度においても、加入者の健康保持増進を図るため、健康診査や健康相談等の保健事業を、市町村と連携しながら実施していきます。今年度の健康診査については、市役所健康推進課または各健康福祉センターへお尋ねください。

4 議員は、政策の提言及び提案に努めなければなりません。

### （行政の役割と責務）

第7条 市長は、住民福祉の向上を図るため、次に掲げることに基づいて、計画的かつ効率的な行政運営に取り組み、市民の負託に応えなければなりません。

- (1) 限られた資源の効率的かつ効果的な活用を図り、財政の健全性の確保に努めること。
- (2) 政策形成、実施、評価及び見直しの過程において、市民意見の把握と反映を行うこと。
- (3) 市民に利用しやすい形で保有する情報の積極的な公開・提供を行うとともに、常に分かりやすい説明を行うこと。
- (4) 個人の権利利益を守るため、保有する個人に関する情報の保護を行うこと。
- (5) 公平かつ透明性を確保した適正な行政手続を行うこと。

2 職員は、地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければなりません。

3 職員は、公正、公平かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民との協働や市民活動間の連携が図られるように努めなければなりません。

4 職員は、職務を行う上で必要な能力を自ら高めていかなければなりません。

### （附属機関等の委員への市民参画）

第8条 市長は、審議会その他の附属機関等（以下、「附属機関等」という。）の委員には、公募による委員を選任するよう努めなければなりません。

2 市長は、附属機関等の委員の選任については、幅広い人材を選出するよう努めなければなりません。

### （コミュニティ活動の推進）

第9条 市民は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、地域自主組織等によるコミュニティ活動に積極的に参加するよう努めます。

2 市長は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、必要に応じてその活動を支援するよう努めなければなりません。

### （情報の共有）

第10条 市民、議会及び行政は、まちづくりの基本理念を実現するため、まちづくりに関する情報を共有しなければなりません。

2 議会と行政は、市民の知る権利を保障するため、文書を適正に管理しなければなりません。

### （新たな公共）

第11条 市民、議会及び行政は、自らの権利と責務のもと、協働によるまちづくりを実践し、新たな公共を創造するための活動に努めます。

2 市民は、その自主性及び自己の責任に基づいて、公共サービスの提供を担うことができます。

3 市長は、市民が公共サービスの提供を担うための環境整備に努めるとともに、協働のまちづくりを推進するための総合的な施策を講じなければなりません。

### （交流と連携）

第12条 市民は、まちづくりの推進のため、さまざまな活動を通じ、市外の人々と広く交流し、連携するよう努めます。

2 市長は、広域的な課題に取り組むため、近隣自治体及び他団体と相互に連携するとともに、地方分権の推進にあたり、国や県へ積極的な政策提言を行わなければなりません。

### （育てる条例）

第13条 市民は、この条例をまちづくりの推進状況及び社会情勢の変化等に応じて常に実効性のある条例となるようつくり育てていきます。



②低所得区分（減額認定）

判定範囲：世帯員全員（満18歳以上）

区分	要件
低所得Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税者である世帯。 ・生活保護要保護者で、「低所得Ⅱ」が適用されれば保護を要しない者。
低所得Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税者で、各所得が全て0円（年金収入80万円未満）である世帯。 ・生活保護要保護者で、「低所得Ⅰ」が適用されれば保護を要しない者。
低所得Ⅰ（老福）	・世帯全員が住民税非課税者で、かつ老齢福祉年金を受給している世帯。 （老齢福祉年金が全額支給停止されている方は除きます。）

## 高額医療費の給付

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が下記の限度額を超えた場合に限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。

所得区分	限度額	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ＋ (医療費－267,000円)×1%*
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

\*過去12か月以内に外来＋入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円。

## 新たに3割負担となる方についての経過措置

①経過措置に該当するための要件

※以下の要件を全て満たす方に経過措置が適用されます。

- ・同一世帯に後期高齢者医療の被保険者の方が1人だけいること
- ・同一世帯に、70～74歳の国民健康保険または被用者保険の加入者がいること
- ・後期高齢者医療被保険者の方の課税所得が145万円以上かつ年収が383万円以上であること
- ・同一世帯の70～74歳の方と後期高齢者医療被保険者の方との年収合計が520万円未満であること

②経過措置の概要

H20.4～H20.7	経過措置 (H20.8～H22.7)	経過措置終了後 (H22.8～)
定率負担 1割	3割	3割
自己負担限度額 44,400円	44,400円	80,100円＋1%
外来限度額 12,000円	12,000円	44,400円

○問い合わせ

島根県後期高齢者医療広域連合  
〒690-0887 島根県松江市殿町8-3（島根県市町村振興センター5階）  
☎ 0852-20-7525 FAX 0852-21-5551 / URL : <http://www.shimane-kouiki.jp/>  
雲南市市民生活課 ☎ 0854-40-1031

●健診の対象者：後期高齢者医療の加入者（被保険者）

ただし、以下の方は、原則として対象者から除きます。

- ①病院・施設等に入院・入所している方
- ②糖尿病等の生活習慣病により、既に医療機関で受診している方

●健診の自己負担：一律無料

●健診項目：特定健康診査で必須項目となっているもの（腹囲を除く）

項目	内容
1. 問診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目、自覚症状等
2. 身体計測	身長、体重、BMI
3. 理学的検査	身体診察
4. 血圧測定	
5. 脂質検査	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
6. 血糖検査	糖、HbA1c（いずれか一方、又は両方）
7. 肝機能検査	GOT、GPT、γ-GTP
8. 尿検査	尿糖、尿蛋白



## 5. 後期高齢者医療制度の自己負担軽減措置

平成20年7月で、高齢者の医療機関での一部負担額の経過措置（平成18年8月から平成20年7月までの2年間）が終了し、8月以降、世帯の所得額および収入額に応じて、次のとおりの負担割合となります。

また、世帯の所得額が一定以上の方については、医療機関での窓口負担は3割となりますが、8月以降に新たに3割負担となる方で一定の要件を満たす方については、手続きを行うことにより、平成20年8月から平成22年7月までの2年間、一月当たりの自己負担の上限額が、これまでどおり1割負担の方と同額となる経過措置が適用されます。

## 平成20年8月以降の負担割合と低所得区分

①窓口での負担割合（被保険者証記載のもの）

判定範囲：同世帯の被保険者

負担割合 (被保険者証記載)	所得の要件	
	世帯の所得額	世帯の収入額
3割	課税所得145万円以上	複数世帯：520万円以上 単身世帯：383万円以上
3割 (自己負担額「一般」適用)	◆経過措置：課税所得145万円以上、かつ年収383万円以上の被保険者で、同一世帯で属する70～74歳の者も含めた収入が520万円未満	
1割	課税所得145万円未満	複数世帯：520万円未満 単身世帯：383万円未満



# 雲南ニュース



## 「平和を」の誓い新たに 如己堂（複製）が完成

平和の使徒・永井隆博士の偉業を顕彰し、「平和を」のメッセージを発信して来た「永井隆生誕100年顕彰事業」の一環として、三刀屋町の永井隆記念館の庭園に、長崎市に残る如己堂の複製が建てられました。面積わずか8・42㎡、2畳一間の如己堂は、多くの方々からの寄付金を基に建築。

5月29日に行われた完成式では、顕彰事業実行委員会の委員や三刀屋如己の会の会員ら30人が完成を祝いました。式典のはじめに除幕を行い、お目見えした如己堂の前で陶山吉朗会長があいさつ。長崎医科大学に入学し、如己堂を訪ねた頃を振り返り、「永井先生は自らの命の終わりを感ず、いつも幼い誠一さんと茅乃さんの将来を気にかけていた。わが子を思う親心は、いつの時代も変わらないもの。そうした博士の思いが訪れる多くの人に伝わればうれしい」と、誓いも新たに語りました。如己堂完成を記念し、永井隆記念館では7月31日までを入館無料とします。この機会に永井博士が生きた激動の時代にふれ、「平和を」の思いを深めていただければ幸いです。皆さまのお越しをお待ちしています。



如己堂建設と同時に整備された音声ガイドを操作する影山副市長ら。(英語・韓国語も収録されています)

## 第3回地域振興補助金活用事業報告会 事例検証し、今後の深化・発展を考える

雲南市内各地域にある18の市民活動団体が活動報告や情報交換を行う「地域振興補助金活用事業報告会」が6月7日、チェリヴァホールで開かれ、参加者らが市民活動の深化・発展について考えました。



小谷さんは、廃校跡地に整備された地域振興施設「普福食文化伝承館」での農産加工品生産や、

民間主導の運営形態により年間15万人の観光客が参拝するようになった金持神社のことなど、同地区で行われている活性化の取り組みを紹介。地域づくりには、「負の要素にとらわれず、発想の転換を図ること」「まず行動してみること」が何よりも大切であるとの考えを伝えました。

続いて行われたパネルディスカッションでは、テーマごとの討議が行われました。第1討議のテーマは「動ける組織作り」。組織活動の円滑化を阻む問題点として、「資金不足」「高齢者中心の組



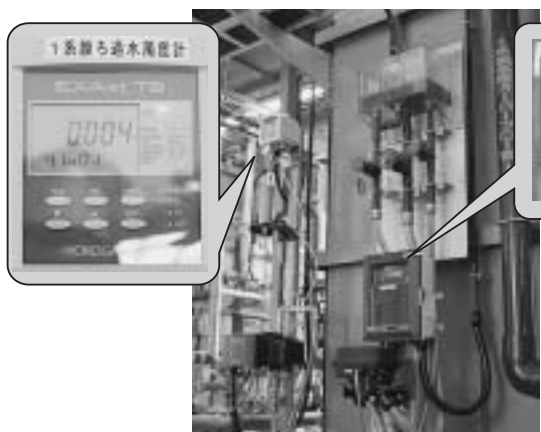
続いて行われた第2討議では、将来にわたり「活動を継続するために」、「いかに地域を巻き込むか」が話題となりました。参加者らは、活動の反省点や他県の先進事例などを参照し、成功の喜びを地域全体で共有することや、効果的なマスコミ利用による取り組み周知が活動継続の鍵となるなどの意見をまとめました。

会場の聴講者らも、地域ごとの特性などを考慮しながら、地域振興補助金交付終了後の地域活動推進について、真剣に考えていました。

## 水を大切に 水道の新施設が供用開始

5月に供用を開始した三刀屋浄水場の見学会が6月1日に行われました。水道に対する理解を深めてもらおうと、今年で50回目となる水道週間にあわせて水道局が開催。付近の住民らが日ごろ利用している水道の仕組みなどを学びました。

三刀屋浄水場はセラミック膜ろ過処理により大腸菌やクリプトスポリジウム等を完全に除去



水の濁度が1000分の1に！

また、工業用水道施設は平成19年度に取水・導水・送水施設が整備され、このほど供用を開始しました。これは、島根三洋電機株の工場増設に伴う工業用水の増量要請に対応したもので、1日あたりの計画給水量



が、それまでの1,700㎡から3倍の5,200㎡に増加しました。

## 議員報酬等の審議を開始

6月5日、第1回雲南市特別職報酬等審議会が開かれました。この日は市内の公共的団体の代表者等から選出された5人の委員に対し速水市長が辞令を交付し、委員の互選により小村伸治委員が会長に選出されました。続いて、市長が雲南市の特別職報酬等の額について諮問。審議事項などを確認した委員らは早速審議に入りました。

11月に行われる選挙により市議会議員数は現在の37人から24人に減少します。こうした点などから、

### 雲南市特別職報酬等審議会委員

役職	氏名(敬称略)	所属団体等
会長	小村 伸治	地域委員会連絡会
会長代理	入沢 広子	雲南市商工会
委員	飯塚 稔	雲南農業協同組合
"	加藤 健司	大東地域委員会
"	山本 重明	雲南市社会福祉協議会

7月中旬に審議会の答申が行われる予定です。

## 雲南市長の「ワ・ラ・ム

5月の下旬に、大東は「陽だまりの丘」に隣緒神宮が造営されました。隣緒は親と子の絆そのもの、それを表すご神体の鎮座際に参列させていただきました。ご神体からして、家族の絆、隣人愛、郷土愛、世界平和を願うお宮であるの言うまでもありません。社殿は、映画「うん、何？」のロケに使われたセット。

映画のストーリーは田舎の豊かさ、そこに住む人のあたたかさ、人と人のつながりの大切さ、素晴らしさを謳いあげたものですが、そうした映画のシーンから抜け出した社殿の姿に、映画の想いを普段の生活の中に活かさればとの造営者の強い意志を感じます。

遷宮を体験することはままありませんが、小さいとは言え神社(宮)の建立に巡り合う機会は、めったにあることではなく、大変、ありがたく思ったところです。

4月は、当市で社寺縁座の会があり、5月に隣緒神宮と如己堂が完成しました。9月には、今年も永井隆平和賞が催されます。平和を願う雲南市の様々な事象、取り組みは、市民の皆様様の心の豊かさであり、雲南市の宝です。



如己堂（複製）完成式にて  
(5月29日)



これから暑い季節がやってきます。近年、部活中に熱中症で倒れたといったニュースをよく耳にします。このような症状を予防するために大切なのが水分補給です。

**からだに必要な水分の役割**

からだにとって水分は、不要物の排泄、体温調節、酸素と栄養の運搬など、さまざまな役目を担っています。人の体温は35℃～40℃に保たれています。体温が30℃を超えると、運動時には体温が上がり、汗をかいて体内の熱を外へ出すと、発汗によって、体内の水分と同時に塩分も失われます。水分と塩分の不足は、活動能力の低下と体温上昇を招きます。これを防ぐために水分補給が大切となります。

## 水分補給のススメ

# こげなことしとーます

# 研究所

# うんなん

⑪

このコーナーでは、健康づくりに役立つ情報や身体教育医学研究所うんなんの活動についてお知らせします！

## 水分補給の目安

運動中の水分補給の目安は、「運動前250～500ml、運動中500～1000ml」とされており、10～15分おきに分けて飲みます。水の温度は10～15度くらいが適当です。できれば少量の塩分も含まれているとよいでしょう。

日常生活においても（特に夏には、のどが渇いたと感じていなくても、こまめに飲水することが大切です。積極的な水分補給を心掛けて脱水を防ぎましょう。

### 熱中症予防のポイント

**適切な服装**

汗を吸収し、それをすばやく乾かさず風通しのよい服装を。

**水分補給**

暑いなかでの作業時や運動時にはコップ1杯の水やスポーツドリンクを15分ごとに飲む。

**なりやすい条件を知る**

高温多湿、無風、強い日差し、暑さに慣れていない、睡眠不足、体調不良など。

# Hello Everyone

## 国際交流員(CIR)の迷言コーナー

### うん、なんでしょう



こんにちは！ヒメネです。淋しいですが、「さようなら」です。

7月の下旬、私はアメリカに帰ります。3年前私は雲南市に到着して、田舎暮らしをはじめました。光陰矢のごとしですね！そのとき、私はちょっと不安を感じました。「田舎で生活ができるかな？」しかし、その心配はもうありません。雲南市で初めて山の近くに住んで、キレイな空気を吸いました。もちろん、困ったこともたくさんありましたが、雲南のやさしい皆さんのおかげで思い出はほとんど素敵な思い出です。

私は国際交流員として雲南市に来ました。この3年間で本当に国際交流ができて色々なことを勉強したと思います。もちろん、日本の文化について色々なことを学びました。例えば、アメリカ人として、雲南に来る前は日本の家庭料理はおすしのイメージがありましたが、今は事実がわかります。それと、出雲弁もちょっとだけわかるようになりました。

「バンツマシテ！」と聞いてもわかります。それから、私についての勉強にもなりました。私は思ったより勇気や強さがあります。世界の様々な国から来た友達を作りました。島根県は田舎ですが、よく見ると多様性を見つけました。その外国から来た方の中から私は愛もつけました。島根県でフィアンセ（婚約者）に会いましたので、島根県はいつまでも私の心に残るでしょう。

島根県と日本で本当に素敵な思い出を作りました。島根県でこんなにいっぱい友達ができるとは来る前は信じられませんでした！雲南市でできた友達、日本人も外国人もいつまでも友達でいたいです。

雲南市役所の方へ、英会話教室の方へ、小学校の先生たち・子どもたちへ本当にお世話になりました。この素晴らしい思い出をありがとうございます。さようなら Goodbye! See you again one day!

## 学校に行きにくい児童生徒等の支援施設をご存知ですか？

学校教育課 ☎0854-40-1072

雲南市では、学校に行きにくい児童生徒や悩みを抱える若者・保護者の支援施設を開設しています。3つの施設がそれぞれ特徴を持っています。ご利用を希望される方はお気軽にお越しください。電話での相談も受け付けています。いずれの施設も土・日、祝日は休館します。詳しくは各施設または教育委員会学校教育課にお尋ねください。



### 「なかよし教室」「フレンドクラス」

場 所：雲南市なかよしホール（加茂公民館内）  
 特 徴：学習活動支援や体験活動（スポーツ活動、調理実習、野外活動）を支援します。毎日数名の利用者があり、同年代の仲間と一緒に楽しく過ごせます。  
 開 設 日：月・水～金曜日 9:00～17:00  
 「なかよし教室」（小・中学生対象）  
 火曜日 9:00～12:00  
 「フレンドクラス」（高校生以上対象）  
 問い合わせ：なかよしホール（加茂公民館）☎0854-49-8380



### 「ほっとはぁと」

場 所：大東体育文化センター2階体育館、4階会議室  
 特 徴：小・中学生を対象に学習活動支援やスポーツ活動支援をしますが、希望があれば高校生も受け入れています。静かな環境の中でじっくり学習したりスポーツで汗を流したりします。  
 開 設 日：毎週木曜日 13:00～15:30（スポーツは13:30～15:30）  
 問い合わせ：教育委員会学校教育課 ☎0854-40-1072



### 「ふぁーすと」

場 所：三刀屋アスパル隣り（三刀屋教育相談センター内）  
 特 徴：利用者の希望に応じて自由に過ごしたりスタッフが話し相手になったりします。また、若者や保護者からの相談にも応じます。  
 開 設 日：月～金曜日 13:00～16:00  
 問い合わせ：ふぁーすと ☎0854-45-5176

## こんにちは、保健師です。

# 40

小学6年生の皆さん、ジフテリア・破傷風の予防接種を受けましょう

雲南市では、予防接種法に基づき、ジフテリア・破傷風を予防するために、小学6年生を対象にジフテリア・破傷風（二種混合）予防接種を行っています。

市内委託医療機関で個別接種を実施しますので、夏休みを利用して、早めに予防接種を受けましょう。（対象児童のみ）


【接種期間】7月1日～8月31日まで

【対象】小学6年生

【接種方法】市内委託医療機関で、各自で予防接種の予約をして受けましょう。

【注意事項】二種混合の予防接種は、三種混合の1期の予防接種が規定通りに終了していない場合は、効果が期待できない場合がありますので、母子健康手帳でご確認ください。ご不明な点は健康推進課へお問い合わせください。

健康推進課 ☎0854-40-1045





# 第18回 永井隆平和賞 作品募集

三刀屋町多久和の出身で、放射線医学の研究と原子爆弾により白血病におかされながらも『長崎の鐘』や『この子を残して』などの名作を著し、「如己愛人」、「平和を」の願いを全世界に訴え続けた“平和の使徒”永井隆博士の精神を21世紀を担う世代に伝え、人類普遍のテーマに取り組み機会と出会いの場を提供し、明るい日本の未来づくりに期するため、下記のとおり永井隆平和賞の作品を募集します。

## 【募集内容】「愛」と「平和」に対する考えやメッセージを表現した作文および小論文

- [小学生低学年(1~3年)の部] 作文…400字詰め原稿用紙2~3枚
- [小学生高学年(4~6年)の部] 作文…400字詰め原稿用紙2~3枚
- [中学生の部] 作文…400字詰め原稿用紙3~4枚
- [高校生の部] 小論文…400字詰め原稿用紙4~5枚
- [一般の部] 小論文…400字詰め原稿用紙4~5枚

## 【募集期間】平成20年7月1日(火)~7月31日(木)【当日の消印有効】

【応募方法】応募票に、①題名、②郵便番号、③住所、④氏名(ふりがな)、⑤年齢(児童・生徒は学校名・学年)、⑥電話番号、⑦部門名を明記して、作品と一緒に以下へ郵送  
〒690-2404 島根県雲南市三刀屋町三刀屋199番地 永井隆記念館内  
第18回島根県雲南市「永井隆平和賞」係

※なるべく所定の応募票(ホームページに掲載)をご利用ください。  
※応募後の作品変更はできません。 ※応募作品は返却しません。  
※応募作品の著作権は主催者に帰属します。

【その他】部門ごとに最優秀賞(1名)、優秀賞(1名)、佳作(若干名)を決定します。  
発表式典を9月14日(日)、アスパルで開催します。

詳しくは、教育委員会生涯学習課までお問い合わせください。

☎0854-40-1073、FAX 0854-40-1029、E-mail shougaiyakushu@city.unnan.shimane.jp  
詳細を雲南市ホームページにも掲載しています。http://www.city.unnan.shimane.jp/



星野裕一郎さん・陽子さんのお子さん  
ねお 柰央ちゃん(三刀屋町高窪)  
平成19年7月17日生まれ  
お姉ちゃんが大好きなネオくん。笑うとかわいい僕イケメン♪♪♪沢山遊んで大きくなあれ♡



藤本 誠さん・麻里さんのお子さん  
ひな 陽菜ちゃん(大東町大東下分)  
平成19年7月25日生まれ  
いつも元気で、おしゃべりが大好きな陽菜ちゃん。明るく優しい子に育ってね☆



市場大基さん・由佳さんのお子さん  
りょう 遼ちゃん(木次町里方)  
平成19年7月15日生まれ  
遼ちゃんお誕生日おめでとう♪♪♪家族みんな遼ちゃんに釘づけだよ~♪♪♪これからも健康で元気でいてね♡



長崎 守さん・沙織さんのお子さん  
ななみ 七海ちゃん(加茂町大西)  
平成19年7月23日生まれ  
お誕生日おめでとう♡これからもいっぱい遊んで、いっぱいかわいい笑顔を見せてね♡

## 8月で満1歳(平成19年8月生まれ)になるお子さんを募集!

写真に下記の内容を添え、郵便またはE-Mailで7月7日(月)までに情報政策課へお送りください。

- ①お子さんの名前(ふりがな) ②お子さんの誕生日 ③ご両親の名前
- ④住所 ⑤コメント(40字程度)

【問】情報政策課 ☎0854-40-1015

E-mail: jyouseisaku@city.unnan.shimane.jp

〒699-1392 雲南市木次町木次1013-1

雲南市役所情報政策課「わが家のホープ」係

※市ホームページにも市報うんなんに掲載します。



諸遊園園ちゃん・京子さんのお子さん  
だいき 大輝ちゃん(加茂町加茂中)  
平成19年7月11日生まれ  
お誕生日おめでとう♡いっぱい食べていっぱい遊んで元気に大きくなってね♪



周藤英明さん・千佳さんのお子さん  
しげん 士弦ちゃん(木次町西日登)  
平成19年7月9日生まれ  
しげんくん1歳の誕生日おめでとう。これからも、明るく元気に大きくなってね。



新田大治さん・美恵子さんのお子さん  
せいたろう 清太郎ちゃん(加茂町加茂中)  
平成19年7月19日生まれ  
いつも元気な清太郎誕生日おめでとう♪♪♪元気にいっぱい笑顔で大きくなってね☆



井上芳樹さん・ゆかりさんのお子さん  
じゅらい 樹来ちゃん(加茂町加茂中)  
平成19年7月20日生まれ  
7月生まれの樹来(July)です。4人兄弟の末っ子で、お兄ちゃんやお姉ちゃんに負けないよう“わんぱく”になりました。



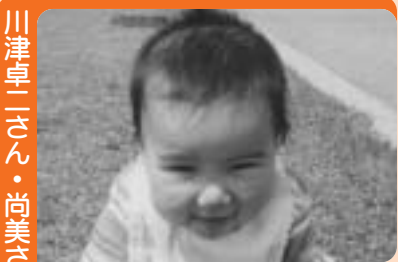
伊山英司さん・久美さんのお子さん  
あかね 朱音ちゃん(吉田町民谷)  
平成19年7月2日生まれ  
お誕生日おめでとう。あかねちゃんのお笑顔は最高♪♪♪これからもますます元気にそだってね。



嘉本友和さん・雅子さんのお子さん  
まい 真衣ちゃん(加茂町三代)  
平成19年7月26日生まれ  
笑顔がとってもかわいいまいちゃんは、周りを幸せにする天才さんです。泣いて、笑って大きくな~れ。



清水秀一さん・晴美さんのお子さん  
ゆずき 柚希ちゃん(吉田町吉田)  
平成19年7月22日生まれ  
ゆずちゃんお誕生日おめでとう♡お兄ちゃんお姉ちゃんといっぱい遊んで大きくなってね。



川津卓一さん・尚美さんのお子さん  
じゅん 樹音ちゃん(三刀屋町三刀屋)  
平成19年7月9日生まれ  
あっという間に1歳の誕生日が♪♪♪トム兄と一緒にケンカしながらもたくましくのびのび育ってるのたんです♡



赤名卓大さん・知佳さんのお子さん  
そうた 創太ちゃん(木次町下熊谷)  
平成19年7月4日生まれ  
1歳の誕生日おめでとう。健やかに成長し、うれしいです。これからも笑顔で過ごそうね。



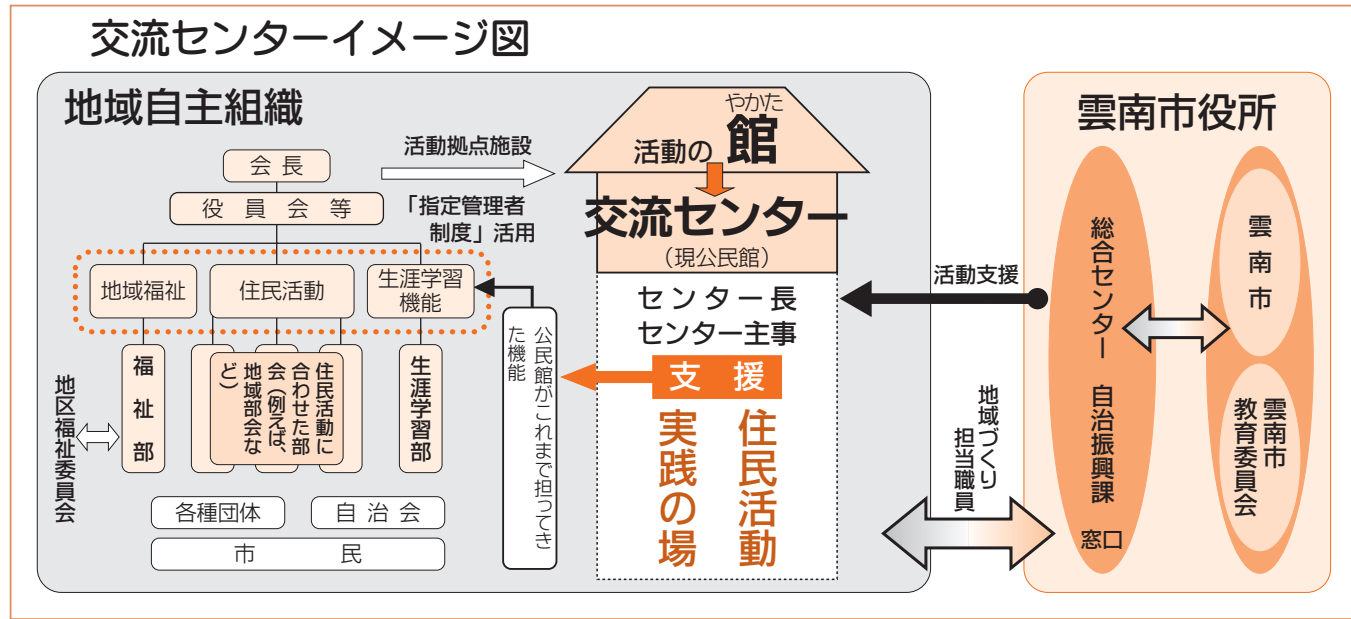
土江 孝さん・智恵美さんのお子さん  
りこ 李恋ちゃん(加茂町加茂中)  
平成19年7月30日生まれ  
りっちゃん、お誕生日おめでとう♡すくすく元気にいけずに育ってね♪



# 地域づくり活動拠点施設

# 交流センター設置計画

- (4) 市の支援については次のとおりです。
- ①総合センター自治振興課に「地域づくり担当職員」を配置し、交流センターの支援を行います。
  - ②交流センターの職員体制の確立と各事業の取り組みを支援するため、一定の基準に基づき交付金を地域自主組織等に交付します。



雲南市では、これまで生涯学習や社会教育事業を主体に取り組んできた「公民館」を、「交流センター」と改称し、地域づくりや地域福祉も含めた多様な活動を展開できる地域の活動拠点として利用できる計画を進めて、市民のみならずと行政の協働のまちづくりに向けて取り組んでまいります。このため、公民館や地域自主組織関係者はもちろん、市政懇談会等で市民のみならずにこの基本内容を説明し、広く意見を頂きながら、交流センター計画の詳細を積み上げていきます。

今回、「雲南市の地域づくり活動のあり方に関する報告書」を踏まえて、現時点での計画のポイントを説明します。

交流センターが「学んだ成果を地域課題の解決、豊かな地域づくりに活かす場」となることを期待します!!

## 5. 実施年度

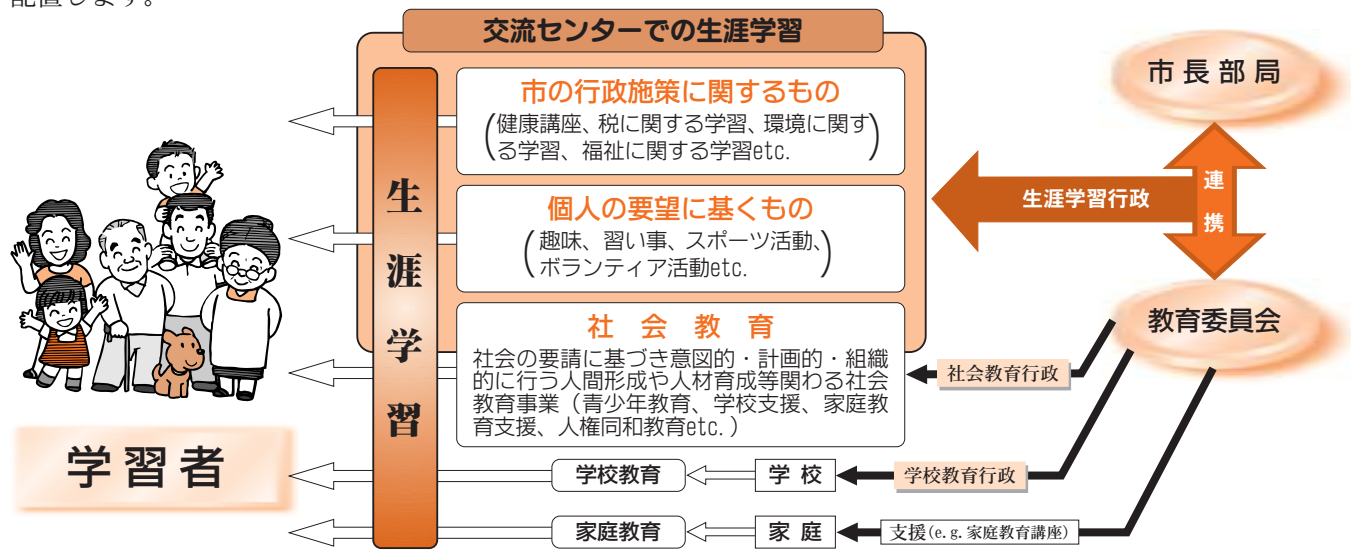
平成20年度を周知・準備期間とし、平成21年度からの実施とします。やむを得ず移行期間が必要という地域があれば検討しますが、実施についての期限は設けることになりません。

## 6. 施設の管理体制（施設の指定管理）

- ①交流センター施設は、原則として地域自主組織を指定管理者とします。
- ②指定管理期間（契約期間）は3年とします。
- ③指定管理については、施設の維持管理費を指定管理料とします。
- ④指定管理者制度導入について準備が整わない場合は、3年以内に指定管理者制度に移行していただきます。

## 7. 社会教育の推進及び生涯学習支援

これまで公民館が果たしてきた社会教育の推進による生涯学習を充実するため、新たに、社会教育担当職員を配置します。



## 1. 地域づくりの現状

- ①雲南市発足後、市内全域において地域自主組織が立ち上がり、その活動が展開されています。
- ②公民館は地域の中心にあって、これまで地域づくりや人づくりの機能を果たしてきました。
- ③地域における住民活動についても、活動の範囲が拡大されるなど、公民館が主体で行う生涯学習の枠を越え、住民自ら考えて行う活動の拠点が必要になってきています。
- ④市内全域に地区福祉委員会が組織され、地域自主組織や公民館と連携のなかで活動が展開されています。
- ⑤市内には多くの施設が存在し、その施設の利用や管理についても多様な形態がとられている状況にあります。

## 2. 雲南市の地域づくりの方向

- ①市民の皆様が心の豊かさを育む活動や、必要な知識を得るための生涯学習をこれまでどおり取り組みます。
- ②地域の事情に応じて、住民自らが企画・展開することができる体制をつくり、地域づくり活動及び地域福祉活動が推進されるよう取り組みます。
- ③学び（地域を守り創る学習）と実践活動（事業・サービスなど）の発展的な融合を図っていきます。
- ④地域においては、取り組みの手法や地理的・社会的条件も異なることから多様性と選択性を確保します。

## 3. 交流センター設置の目的

- (1) 交流センターを、地域自主組織の活動拠点施設として確立します。
- (2) 交流センターでは、「住民活動」「生涯学習」「地域福祉」の活動を展開することにより、地域の活性化を図ります。
- (3) 雲南市との窓口を一本化し、効率的な住民活動等の支援を行います。

## 4. 交流センター設置の基本

- (1) 「交流センター」は施設の名称であり、地域自主組織の活動の拠点です。
- (2) 指定管理者制度を導入し、公設民営による管理とします。
- (3) 職員体制については次のとおりです。
  - ①「交流センター長」と「交流センター主事」を配置することを基本とします。交流センター長及び交流センター主事は、交流センターの管理運営に関することと、地域における「生涯学習」「地域づくり」「地域福祉」が推進されるよう支援する役割も担います。
  - ②生涯学習及び地域福祉の事業に取り組むために推進員を設けます。この推進員については交流センター長及び交流センター主事と連携し取り組みます。



## 自然と文化の共演

**大** 東町小河内のなごやか会館で6月13、14日の2日間、「ほたると神楽の夕べ」が行われ、ほたる見物に訪れた人々が幻想的なほたるとともに神楽の舞を楽しみました。

毎年この時期に地元小河内自治会が開催している恒例行事に会場は満員御礼。来場者に配られる300個のオニギリがたちまち品切れになるなど大盛況でした。

この神楽鑑賞をコースに組み込んだほたる観賞バスが両日とも運行。神楽を見た後、ほたるスポットに到着した乗客は乱舞するほたるに歓声を上げました。松江市から訪れた乗客の一人は「飛行機で埼玉から駆けつけた孫も一緒に来た。神楽とほたるを同時に見られる絶好の機会」と話し、幽玄な光の世界を静かに見つめていました。



「飛行機で埼玉から駆けつけた孫も一緒に来た。神楽とほたるを同時に見られる絶好の機会」と話し、幽玄な光の世界を静かに見つめていました。



## 伝えたい 美しい日本のことば

**歌** 舞伎俳優・澤村藤十郎さんのトークショーが掛合小学校で行われ、集まった地元の小、中学生や市民らおよそ100人が「平家物語」の朗読など澤村さんの語りに聴き入りました。



澤村さんは「平家物語」などを朗読

者の質問に答える形で、出雲地方のかわりや歌舞伎の歴史、八岐大蛇伝説にまつわる体験を話し、「平家物語」の冒頭の「祇園精舎」の段やリクエストのあった掛合小学校の校歌を朗読。「素晴らしい自然や文化の残る雲南市で、日本語の美しさや心の美しさへつながってほしい」と、語りました。

## 澤村藤十郎特別舞台公演

### 「平家物語の世界」

8月16日(土)  
掛合体育館

お楽しみに!



岩佐鶴丈さんによる「耳切れ芳一」などの薩摩琵琶演奏も行われました。

## 田植えを通じて

### 生産者と消費者が交流

**三** 刀屋町中野の神代集落で5月25日、ふれあい体験農業が行われ、市内外から集まった8組の親子連れなどが田植え作業に心地よい汗を流しました。



この体験農業は同集落の住民で構成する神代いきいき21世紀委員会が主催したもので、今年で8回目。参加者らは地元住民に植え方を教わりながら、丁寧に苗を植えていきました。小学6年、4年の2人の子どもと参加した神戸市在住の中川洋子さんは、「食の安心・安全が言われる中、

スーパリーに並んでいる農作物を作ってみたくて思っていた」と、田んぼに足をとられながらも、初めての体験に親子で懸命に取り組んでいました。

およそ2時間の田植えのあとは集会所で地元産の米や野菜をふんだんに使った昼食に舌鼓を打ち、自己紹介や餅つきで交流を深めました。参加者は貴重な体験とおいしい料理に雲南の食と農を満喫。のどかな山間の集落は、人々の笑顔に包まれました。



## 植樹祭で

### 斐伊川流域の小学生が交流

**尾** 原ダム建設現場では6月5日、斐伊川上・下流域の小学校12校から児童らおよそ300人が参加して植樹祭が行われました。

尾原ダム「どんぐりの森づくり」実行委員会が主催する植樹祭は毎年この時期に行われており、今年で9回目。自然との共生をうたうダムで、付け替え道路の設置などにより切り崩される山の斜面に緑を復元しようというものです。

ヘルメットに軍手、合羽を身につけた児童らは学校ごとに1列に並び、竹ポットに入った苗木を植樹。「大きく育ちますように」と願いを込めて作業していました。



植樹後は会場を温泉小学校に移し、学校自己紹介などで交流を深めました。「どんぐりの苗を植えた後、他の小学校のみんなと交流したりして楽しかった」「今日植えたどんぐりが大きな森に育ってほしい」などと児童が感想を述べると、交流会の司会を務めたNPO法人斐伊川くらぶの小谷武理事長は「何十年後、みんなが大人になったら今日植えた苗木の森にまた遊びに来てほしい」と呼びかけました。



## ボランティアによる

### 不法投棄物の撤去

**6** 月7日、大東町阿用地区で、電機連合山陰地方協議会のボランティアや地元住民らおよそ50人が不法投棄の撤去作業を行いました。環境月間の取り組みとして行われた今回の作業。家電や空き缶などの不法投棄物が430キロも回収されました。



環境に配慮した安全・快適な生活環境づくりを進める雲南市では不法投棄防止の取り組みとして、今回の撤去作業に併せ、監視カメラ2台を導入・設置しました。不法投棄は犯罪です。今後、市としては警察等の協力により合同パトロールなどを実施する予定です。市民の皆様のご協力をお願いいたします。



阿用地区に初めての監視カメラ設置

## 田舎暮らし体験で

### 明日への英気養う

**大** 東町海潮地区で「田舎暮らし体験ツアー」が行われ、松江市などからの参加者が笹まきづくりなどを体験しました。

海潮地区振興会が、交流と定住を目的に3年前から行っているもので、6月14、15日に行われた今回は親子連れを含む21人が参加。このうち2日目には、地元の取れた野菜を販売する薦沢ふれあい市場や日本棚田百選の山王寺棚田を見学し、海潮基幹集落センターで地区住民を講師に笹まきづくりに挑戦。

苦心の末にできあがった笹まきを試食しながら、参加者は「映画『うん、何?』のロケ地めぐりをしているようで楽しかった」「自然の中で過ごしリフレッシュできた。明日からまた家事をがんばろうと思う」と感想を話していました。





町	持ち出し日	持ち出し場所
大東町	7月20日 第3日曜	大東町体育文化センター、春殖公民館、駅前公民館、幡屋リサイクルボックス、佐世公民館、西阿用集会所下倉庫前、阿用公民館、下久野リサイクルボックス、久野公民館、海潮公民館、須賀リサイクルボックス、塩田公民館
加茂町	7月6日 第1日曜	自治会単位
木次町	7月20日 第3日曜	雲南市役所職員駐車場*、斐伊体育館東側ゲートボール場隣駐車場、西日登公民館、温泉公民館、日登公民館
三刀屋町	7月13日 第2日曜	三刀屋総合センター別館1階（公用車庫）、一宮公民館、飯石公民館、鍋山公民館、中野公民館、根里振興会館

※敷地内のシャッター付き車庫に、場所を変更しました。

**リサイクルにご協力を**  
環境対策課  
☎0854-40-1033  
ゴミを減らし、限りある資源を大切にしましょう。  
7月の古紙回収事業を次のとおり行います。吉田町、掛合町の古紙回収は今までどおりです。

**差押品の共同公売会**  
収納管理課  
☎0854-40-1035  
雲南市は、市税滞納者から差し押さえた財産の公売を、他の自治体と共に開催する共

**公用車の整備及び車検に関する資格**  
管財課  
☎0854-40-1025  
平成20年7月より、市の公用車（緊急車両、バス、特殊車両は除く）の整備及び車検に関する入札参加資格は、次のとおりとします。  
①市で調製した入札参加業者名簿に記載されていること。  
②市内に本社または営業所を有すること。  
③市内に整備工場を有し、自動車整備分解事業者として認証工場（道路車両運送法第80条）の資格を有すること。

●回収品目は、ダンボール・雑誌類・新聞紙・広告チラシです。  
●古紙以外のものは不法投棄となりますのでご注意ください。  
●問い合わせ先  
島根県更生保護女性連盟  
松江市向島町134-10  
松江保護観察所内  
☎0852-213767

### 三刀屋総合センター火災のお詫び

6月2日夕刻の三刀屋総合センター別館の火災に際しましては市民の皆様にご迷惑とご心配をお掛けし誠に申し訳ございません。

この火災によって別館3階の一部が消失しましたが大火には至らずけが人もありませんでした。しかしながら、市民の皆様の財産である庁舎及び備品を消失させてしまいましたことに対し衷心よりお詫び申し上げます。

今後再びこのようなことがないよう職員の防火意識の徹底を計る所存でございます。改めて消火活動にご尽力いただきました皆様、お見舞いを賜りました皆様方に心からお礼を申し上げますお詫びとさせていただきます。

雲南市長 速水雄一

同公売会にて行います。  
公売会場で現物を確認し、その場で入札を行い、落札後に代金を納付いただき、その日にお持ち帰りました。【公売財産】  
雲南市ホームページで公開  
【公売日時】  
7月13日（日）  
午前9時30分 開場  
【公売会場】  
島根県松江合同庁舎  
松江市東津田町174-1-1  
【公売形式】  
入札による（公売日当日、指定された時間内にご希望の）  
各物件に入札を行っていただきます。  
【開札・売却決定】  
公売日当日、公売場所にて  
【買受代金納付期限】  
公売日当日（売却決定後、公売場所にて納付）  
【物件引渡】  
代金納付後、直ちに（所有権移転が必要な物件は手続き終了後、速やかに）  
【公売参加に必要なもの】  
本人確認ができるもの（保険証、免許証等）、認印  
【出品予定者】  
島根県、松江市、雲南市

## 広告枠

私たちは、雲南市のまちづくりを応援しています。



**おめでとう（い）がけです**  
◎叙位叙勲受章  
瑞宝双光章  
教育功勞により  
山本 芳雄さん（木次町）  
正六位  
教育功勞により  
故 内田 宏さん（大東町）  
正六位・瑞宝双光章  
教育功勞により  
故 千葉一美さん（三刀屋町）  
◎厚生労働大臣特別表彰受賞  
民生・児童委員功勞により  
爲石 正三さん（木次町）  
山本美恵子さん（三刀屋町）  
窪田 英脩さん（加茂町）  
小瀧 一範さん（掛合町）

### 社会を明るくする運動

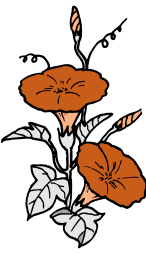
人権センター  
☎0854-42-1767  
犯罪や非行のない明るい社会を築くため、今年も全国一斉に社会を明るくする運動が展開されます。その一環として行われる「愛の図書募金」活動にご協力をお願いします。  
【実施期間】  
7月1日～7月31日

【問い合わせ】  
大仁地区更生保護女性会  
大東地区代表 濱田啓子さん  
加茂地区代表 荒木千鶴子さん  
木次地区代表 渡部幸子さん  
飯石地区更生保護女性会 代表 小田芳枝さん  
☎0854-40-1031  
市民生活課  
福祉医療の自己負担限度額は、世帯の課税状況をもとに10月の更新時にいったん判定されると翌年の10月1日まで変更できませんでした。  
平成20年7月より、世帯に異動があった場合は申請により自己負担限度額の変更ができるようになり、変更申請のあった翌月の初日から新たな自己負担限度額に変わります。  
課税世帯から非課税世帯に変わるなど、自己負担限度額

### 福祉医療自己負担限度額の取扱が変わります

所得変動に伴う減額措置  
税務課  
☎0854-40-1034  
所得変動に伴う住民税の還付申告書（市県民税減額申告書）を7月1日から7月31日まで受け付けます。  
税源移譲においては、市県民税の負担が増加する一方、所得税の負担が軽減されることにより税負担の総額は変わらないようになっていきます。  
しかし、平成19年中に出生や病气などで長期休職された方、また退職された方など、所得が減少し所得税が課せられなくなった方の場合、所得税での軽減が受けられなくなります。このように、所得税率の変更による税負担の軽減

**今月の金**  
・固定資産税(第2期)  
・国民健康保険料(第4期)  
納期限は  
7月31日(木)



は受けられず、住民税率の変更による増加の影響のみを受けける方について、すでに納付されている平成19年度分の住民税額から、改正によって増額となった住民税相当額を還付します。  
6月下旬に申請書を送付  
平成19年度、20年度ともに雲南市で課税されている方で、この減額措置の条件に該当すると思われる方につきましては、6月下旬に申告書などをお送りしますので、7月末日までに、申告書を提出してください。なお、平成19年1月1日以降住所変更された方につきましては、平成19年1月1日現在にお住まいの市町村（平成19年度分の住民税を納めた市町村）へ申告書を提出していただくこととなります。  
なお、この経過措置は、平成19年度分の住民税にのみ適用されますので、ご注意ください。

## 広告枠

私たちは、雲南市のまちづくりを応援しています。



**① 自立支援教育訓練給付金**  
雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方を対象として、医療事務・ホームヘルパーなどの雇用保険制度の教育訓練講座を受講する場合に、受講終了後に受講料の20%を支給します。

**② 自立支援給付金事業**  
母子家庭のお母さんが、就職や職業技術の向上につながる講座（パソコン講座、ホームヘルパー講座など）を受講する場合の一部助成や、専門的な資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得のため2年以上修業する場合の生活費の一部支給を行います。給付金の種類は次のとおりです。

**③ プログラム策定事業**  
就労して自立をめざす、児童扶養手当受給者等の方を対象に『自立支援プログラム』を策定し、ハローワーク等と連携してきめ細やかで継続的な支援を行います。

**④ 子育て支援課**  
☎0854-40-11044  
雲南市では、母子家庭のお母さんの就労を支援するため、次の事業を実施します。

母子家庭自立支援事業

チャレンジ2008 雲南市は銀メダル

5月28日に開催したチャレンジ2008の結果をお知らせします。

自治体名	参加者数	参加率
雲南市	20,908人	46.8%
三好市	21,705人	65.2%

多くの市民の皆様にご協力いただきありがとうございました。

わかちあう 仕事も 家庭も 喜びも

男女共同参画週間 平成20年度標語

男女共同参画センター ☎0854-42-1767・女性相談専用 ☎0854-42-3838

男女共同参画センターでは、雲南市男女共同参画推進委員、県サポーターのみなさんと学習会や講演会を計画しています。また、身近な話題で出前講座を行う予定にしていますので、気軽に男女共同参画センターにご相談ください。



松笠公民館での地区懇談会(おしゃべりサロン)

**2** 条 「男女共同参画ってどんなこと?」、男女の人権の尊重と男女共同参画について学び合ひましょう。

「男女共同参画社会とは」女性も男性も性別にとらわれることなく、個人の能力を最大限に発揮できる社会をいいます。具体的にどんな社会なのか学び合うことにより真に生きやすい社会を築いていきましょう。

雲南市	市民宣言
男女共同参画	
10か条	

母子・父子家庭等に対する助成制度

子育て支援課

☎0854-40-11044

児童扶養手当

父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、または父が身体などに重度の障害がある児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。

◆手当を受けることができる方の条件に当てはまる18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護している母、または母にかわってその児童を養育している方が受給できます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害にある児童など

※他にもいくつかの条件があります。詳しくはお問い合わせください。

◆手当の額  
前年の所得に応じ、月額41,720円から9,850円までの10円きざみの額。児童2人のとき、月額5,000円加算。3人目から児童1人増すごとに、月額3,000円加算。

前年の所得(年間の収入金額から給与所得控除などを控除した額)が一定額以上であるときは、手当は支給されません。

手当を受けている方へ

- ◆こんな時には届け出を  
① 婚姻した場合(届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます。)
- ② 公的年金を受けることができるようになった場合
- ③ 児童の父と同居するようになった場合など

◆児童扶養手当

「現況届」について

8月は、児童扶養手当「現況届」提出月です。児童扶養手当の受給者の方(所得超過のため支給停止となっている方も含む)は、今後1年間の受給資格を審査するため年1回の現況届を提出することが法律で義務付けられています。この届がないと12月期の手当が受けられませんので、ご注意ください。

なお、現在手当の認定を受けている方へは、別途届出を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。

父子児童扶養手当

母と生計を同じくしていな

い児童について、心身の健全な成長を願って支給される手当です。

◆手当を受けることができる方の条件に当てはまる18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護している父、または父にかわってその児童を養育している方が受給できます。

- ① 母が婚姻を解消した児童
- ② 母が死亡した児童
- ③ 母の生死が明らかでない児童

ただし、児童が本市に住所を有しないとき、里親に委託されているとき、父が再び婚姻し、生計を一にしたときは支給されません。

◆手当の額

月を単位として該当児童1人当たり5,000円です。前年の所得(年間の収入金額から給与所得控除などを控除した額)が一定額以上であるときは、手当は支給されません。

◆現況届が必要  
毎年7月には現況届の提出が必要です。

◆その他

◆手当の支給  
手当は、手続きされた月の翌月から支給され、4月・8月・12月に、支給月の前月分

までの手当が口座に振り込まれます。

いずれの手当も、各健康福祉センターまたは市役所子育て支援課で請求の手続きをしてください。

養育費相談窓口の開設

子育て支援課

☎0854-40-11044

島根県では、ひとり親家庭の方や離婚前の方のお子さんに関する養育費取得のための相談窓口を7月から開設します。

○相談窓口

島根県母子家庭等就業・自立支援センター  
☎0852-321-5920

松江市東津田町1741-3  
いきいきプラザ2F

○相談時間

平日 午前9時～午後5時

○内容

- ・養育費に関する電話・面接相談、法律相談
- ・養育費取得のための各種支援制度などの情報提供

○その他

- ・相談は無料です。相談内容の秘密を守ります。
- ・面接相談・法律相談は事前予約が必要です。

広告枠

広告枠



みんなでまちづくりについて語りましょう

市民の皆様と行政の協働による「新しい日本のふるさとづくり」について、市長との懇談を希望する団体と共催で「まちづくり懇談会」を開催します。

懇談会の開催要領

【募集团体】市内に本拠地を置き市内で活動をする団体で、雲南市のまちづくりについて市長に提言し、懇談を希望する団体。

※懇談会の出席者は、10名以上とし、充分な意見交換ができる範囲内とする。

【開催日時・場所】平成20年7月～（申し込みにより順次開催します。）会場は、原則、共催団体で確保してください。

【テーマ】特定の専門的・個別的事項に偏ったものや、単に団体のPRとなるもの、陳情・要望のみを目的としたものでなく、幅広く市民の関心と呼び、まちづくりに役立つテーマとします。

【申し込み方法】開催希望される団体は、事前に情報政策課または各総合センター自治振興課までご連絡ください。詳しい開催要領等についてご説

明し、申込書を提出していただきます。

【共催団体の決定等】共催団体の決定は、開催テーマ・受入体制等を勘案して決定します。結果は、後日、通知します。

【その他注意事項】

- ・懇談会の司会進行は、共催団体の方でお願いします。
- ・懇談会の模様は、CATVや報道機関が取材することがあります。
- ・共催団体は、共催にあたって市が必要と認めて行う指示に従っていただきます。
- ・共催団体は、懇談会関連の記録や成果の広報に協力していただきます。
- ・市長等の日程調整には時間を要するため、早めの応募をお願いします。

情報政策課 ☎0854-40-1015

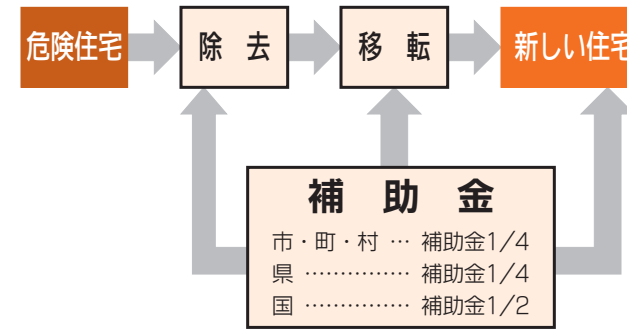


【111111】の更新を  
子育て支援課  
☎0854-40-11044

満18歳未満の子どものいるご家庭にお使いいただいている「しまね子育て応援パスポート『Coccolò（ココロ）』」の有効期限は平成21年3月31日です。

こっころパスポート更新申請書を各健康福祉センター及び市役所子育て支援課に準備していただきますので、有効期限内までに更新手続きをお願いいたします。

【対象】  
現在、子育て家庭用パスポートをお持ちで、一番下のお子様（末子）が平成3年4月2日以降に生まれているご家庭。



都市建築課  
☎0854-40-11064

この制度は、がけ地など住民の生命に危険を及ぼす恐れのある場所に建っている住宅を安全な場所に移転するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅の除去等に要する経費と新たに建設する住宅（購入含む）に要する経費に対し補助金を交付するものです。

がけ地、地すべり等で住宅の移転をお考えの方は9月16日までに相談ください。

がけ地近接等危険住宅  
移転事業制度

雲南市クリーン大作戦

環境対策課 ☎0854-40-1033

雲南市は、6月と7月を環境美化活動の重点期間に設定しています。各地域での環境美化活動など積極的な取り組みをお願いします。今年度は次のとおり重点活動日及び重点地域を設定し「雲南市クリーン大作戦」を行います。ご協力をお願いします。

重点地域	加茂地域「雲南市クリーン大作戦in加茂」	大東地域「雲南市クリーン大作戦in大東」
実施場所	赤川堤防及び河川敷(中ノ大橋～神原大橋)	丸子山周辺
集合場所	ラメール駐車場	大東町悠々広場
重点活動日	平成20年7月6日(日)	
日程	6:45 集合 8:30 終了	7:30 集合 9:00 終了

啓発活動として「だいらリサイクル推進大会」も開催します。皆様の参加をお願いします。

日時 7月6日(日) 13:30～15:45 会場 大東町体育文化センター 共催 大東町女性の集い

再編!! 雲南市の都市計画

シリーズ④  
都市建築課 ☎0854-40-1065

Q：都市計画区域内になると固定資産税があがるの？

A：都市計画区域内になることによって、固定資産税が増額することはありません。

Q：都市計画税ってなに？

A：道路などの整備に充てるための目的税ですが、現在、雲南市では適用する考えはありません。

Q：市街化区域・市街化調整区域ってなに？

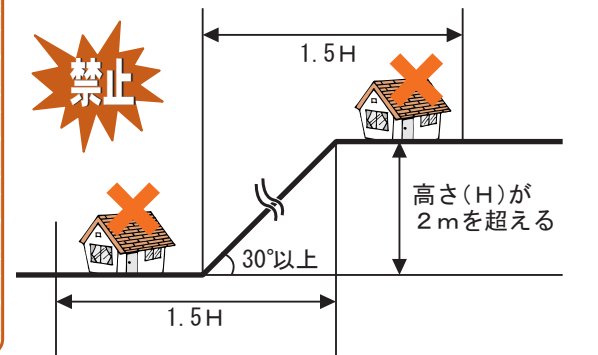
A：市街化を促進したり、抑制するための区域ですが、雲南市では指定する予定はありません。

Q：都市計画区域内の農地はどうなるの？

A：区域内の農地での耕作などに制限はありません。農地を宅地などに造成する場合などに必要な手続きは、区域外と変わりません。

危険住宅とは、がけ地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりの危険が著しい区域で、建築基準法の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域、または建築を制限している区域内にある住宅です。

ただし、条例制定（昭和35年10月4日）以前に建築された住宅で、条例制定後に増築していないものに限りです。



広告枠

広告枠



**◆乳幼児健診** 健康推進課 ☎40-1045

乳児健診 (大東・加茂地区)	加茂健康福祉C	3日(木)	13:00~(4カ月児) 13:45~(10カ月児)
乳児健診 (木次・三刀屋・吉田・掛合地区)	木次健康福祉C	10日(木)	13:00~(4カ月児) 13:45~(10カ月児)
1歳6カ月児・3歳児健診 (大東・加茂地区)	大東健康福祉C	17日(木)	13:00~(1歳6カ月児) 14:00~(3歳児)
1歳6カ月児・3歳児健診 (木次・三刀屋・吉田・掛合地区)	三刀屋健康福祉C	23日(水)	13:00~(1歳6カ月児) 14:00~(3歳児)

**◆育児相談** 健康推進課 ☎40-1045

三刀屋子育てC	7日(月)	9:30~
掛合子育て支援C	9日(水)	10:00~
大東町地域福祉Cおおぎ	10日(木)	9:30~
木次子育て支援C	14日(月)	9:30~
加茂健康福祉C	22日(火)	13:30~

**◆離乳食教室** 健康推進課 ☎40-1045

加茂健康福祉C	15日(火)	9:00~
---------	--------	-------

**◆両親学級** 健康推進課 ☎40-1045

加茂健康福祉C	26日(土)	13:30~
---------	--------	--------

**◆がん検診** 健康推進課 ☎40-1045

胃がん	三刀屋健康福祉C	1日(火)、9日(水)	8:30~9:30
	木次健康福祉C	3日(木)	8:30~9:30
	斐伊公民館	4日(金)	8:30~9:30
	入間公民館	7日(月)	8:30~9:30
	波多公民館	7日(月)	10:00~11:30
	加茂健康福祉C	8日(火)	8:30~9:30
	掛合健康福祉C	24日(木)	8:30~9:30
	大東健康福祉C	30日(水)、31日(木)	8:30~9:30
子宮頸がん	掛合健康福祉C	10日(木)	9:30~10:30 13:30~14:30
	木次健康福祉C	25日(金)	9:30~10:30 13:30~14:30

**◆健康体操教室** 健康推進課 ☎40-1045

健康体操	加茂健康福祉C	毎週金曜日	9:00~10:00
3B体操	加茂健康福祉C	7日(月)、28日(月)	13:30~15:00
水中ウォーク教室	三刀屋健康福祉C	8日(火)	10:00~11:30
高齢者体操教室	大東健康福祉C	10日(木)	9:30~11:00
	久野公民館	24日(木)	9:30~11:00

**◆ねんきん特別便臨時相談** 市民生活課 ☎40-1031

加茂総合C	18日(金)	10:00~15:00
-------	--------	-------------

**◆その他相談** 健康推進課 ☎40-1045

がんサロン「陽だまり」	雲南保健所	10日(木)	10:00~15:00
【問】雲南保健所 ☎0854-42-9642		24日(木)	10:00~15:00
巡回児童相談	加茂健康福祉C	16日(水)	10:00~16:00
こころの健康&もの忘れ相談(予約制)	雲南保健所	9日(水)	13:00~15:00
【問】雲南保健所 ☎0854-42-9642		28日(月)	13:00~15:00
アルコールによる困りごと相談(予約制)	雲南保健所	28日(月)	13:00~15:00
【問】雲南保健所 ☎0854-42-9642		17日(木)	9:00~15:00
交通事故巡回相談	出雲市役所	17日(木)	9:00~15:00
【問】交通事故相談所 ☎0852-22-5102			

※内容、場所、日時の順に記載。  
Cはセンターの略、  
市外局番はいずれも0854。

**◆献血**

大東総合C	17日(木)	9:00~10:30
J A 雲南大東支店		11:00~11:50
九州住電装(株)島根工場		12:20~13:10
パーラーひかり		14:30~15:30
公立雲南総合病院		16:00~17:00
J A 雲南三刀屋支店	30日(水)	9:00~10:00
三刀屋健康福祉C		10:30~11:30
三刀屋金属(株)		12:00~12:45
みしまや三刀屋店		14:30~16:00

**◆特定検診** 健康推進課 ☎40-1045

大東健康福祉C	18日(金)	9:30~10:30
	22日(火)	13:00~14:00

**◆結核検診** 健康推進課 ☎40-1045

木次町内	1日(火)、16日(水)~18日(金)	9:15~
吉田町内	14日(月)~16日(水)	9:10~

**◆断酒会** 健康推進課 ☎40-1045

吉田ふるさとC	3日(木)	19:00~21:00
加茂健康福祉C	7日(月)	19:00~21:00
大東町地域福祉Cおおぎ	15日(火)	19:00~21:00
掛合まめなかC	16日(水)	19:00~21:00
下熊谷地域福祉サブC	21日(月)	19:00~21:00
三刀屋健康福祉C	29日(火)	19:00~21:00

**斐伊川流域古代ロマン講座  
受講生を募集しています**

雲南市には「大量に埋納された銅鐸」、「鉄の歴史」、「出雲神話と出雲国風土記」といった古代出雲の歴史を紐解く歴史文化遺産があります。この講座では、各分野の研究者や調査の担当者がわかりやすく解説を行い、受講者の皆さんに雲南の古の世界を肌で感じとっていただくものです。講座内容は◎斐伊川流域と風土記の世界、◎斐伊川と出雲神話、◎斐伊川と鉄の考古学、◎フィールドワークなどです。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

【問い合わせ】  
教育委員会生涯学習課(文化財グループ)  
☎0854-40-1300/FAX0854-40-1301  
e-mail: maibun-u@bs.kkm.ne.jp

**高齢者のための技能講習会**

健康福祉総務課 ☎0854-40-1041

雲南市シルバー人材センターでは、就労意欲のある高齢者のための講習会を行います。受講料は無料です。詳しくは、雲南市シルバー人材センター(☎0854-42-3642)へお問い合わせください。

**食品加工講習(定員12名)**

日時 7月7日(月)~11日(金) 5日間  
場所 (社)雲南市シルバー人材センター  
内容 食品加工業界の求人に対し、野菜カット作業を中心とした講習会  
締切 6月30日(月)

今後、次の講習会を予定しています。詳しくは随時掲載します。

パソコン事務補助講習: 9月8日~17日(定員15名)  
緑化整備講習(剪定・草刈): 10月20日~24日(定員12名)  
高齢者福祉サービス用運転業務講習: 12月15日~19日(定員12名)

**60歳以降国民年金に  
任意加入されていた方へ**

~納めすぎた保険料をお返しします~

満額の老齢基礎年金を受給するために平成17年3月以前に国民年金に任意加入されていた方で、満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えて保険料を納付された方に、その超えた月数の保険料をお返しします。

保険料の返還にあたっては社会保険事務所に申出書を提出していただく必要があります。

詳しくは、お近くの社会保険事務所へお尋ねください。

松江社会保険事務所 ☎0852-23-9542  
社会保険庁ホームページ (http://www.sia.go.jp)

**人権啓発ポスター募集**

人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識を高めることを目的に、人権啓発に関するポスターを募集します。

**応募資格** 島根県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童、生徒ならびに一般県民

**応募作品** 用紙は八つ切りまたは四つ切りとし、人権尊重意識の高揚を呼びかける内容のポスターで、スローガンやキャッチフレーズを書き入れてください。

**応募締切** 平成20年9月10日(水)  
※作品の裏に応募票を貼って提出ください。なお、応募票は下記へお問い合わせいただくか、または島根県人権啓発推進センターホームページ(http://www.pref.shimane.lg.jp/jinken/keihatsu/)に掲載しています。

【応募・問い合わせ】  
〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県環境生活部人権同和対策課(人権啓発推進センター) ☎0852-22-6051

広告枠

広告枠



# 7月の行事など

## 第17回ふれあいロードマラソン

**発着点** 田井公民館  
**日時** 7月27日(日) 9:15~ 開会式  
**【問】** 田井公民館 ☎0854-75-0312



## 夜神楽大会

**日時** 7月19日(土) 19:30~  
**会場** 大東町須賀 神楽の宿  
 神楽の宿で夜が更けるまで  
 神楽を上演します。

**入場無料**



**【問】** 海潮公民館 ☎0854-43-2705

## オーストラリア文化講座

### ソリー「SORRY」

国際交流員ロジャーさんと一緒にオーストラリアの先住民族アボリジニについて学びましょう。アボリジニの生活体験やブーメラン作り、音楽鑑賞など楽しい活動を準備しています!

**日時** 8月2日(土) 14:00~16:00

**場所** サンワーク木次

**参加対象者** 雲南市民(小学生以下は保護者同伴)

**参加費** 無料

**【問】** 雲南市国際交流室 ☎0854-40-1014

## 第33回雲南地区消防団操法大会

**日時** 7月20日(日) 9:00~  
**場所** 木次町斐伊川河川敷



## 折り紙教室

**日時** 7月10日(木) 13:30~16:00  
**場所** 雲南市民権センター  
 (雲南市木次町新市3番地)  
**講師** 日本折り紙協会講師 毛利悦子さん  
**【問い合わせ・申し込み】**  
 雲南市民権センター ☎0854-42-1767



日韓観光交流年記念事業 韓国語で話す・歌う

## 韓国語スピーチ&ルパン(カラオケ)コンテスト

**日時** 7月12日(土) 13:30~16:30  
**場所** チェリヴァホール  
 韓国や韓国語に関心を持ち、これから学ぼうという方にも楽しめるイベント。韓国語のスピーチや歌、寸劇が観賞できます。  
 ※出演者の募集は終了しています。  
**【問】** 在日本大韓国民団島根県地方本部 ☎0852-26-6830  
 雲南市国際交流室 ☎0854-40-1014

**入場無料**

7月の市政懇談会		いずれも19:00~	情報政策課	☎40-1016	
加茂町	かもてらす	(立原、近松南大西、三郷の会、宇治、宇治団地、宇治亀山団地)	16日(水)	三刀屋公民館(三刀屋)	10日(木)
		(加茂赤川連合、加茂中団地)	17日(木)	一宮転作センター(一宮)	11日(金)
		(中村昭和星野雲並、東谷、砂子原、中村団地、東谷団地)	18日(金)	雲見の里文化伝承館(飯石)	12日(土)
		(神宝の里22、三代下神原、大竹延野)	19日(土)	鍋山サブセンター(鍋山)	13日(日)
		(大崎猪尾、銅鐸の里岩倉、中山団地)	22日(火)	中野多目的センター(中野)	15日(火)
木次町		八日市地域福祉サブセンター(八日市)	24日(木)	掛合総合センター(掛合)	2日(水)
		チェリヴァホール(三新塔)	28日(月)	多根生活改善センター(多根)	3日(木)
		斐伊公民館(斐伊)	29日(火)	松笠生活改善センター(松笠)	4日(金)
				波多ふるさと活性化センター(波多)	7日(月)
				入間集会センター(入間)	8日(火)

# 7月

## 子育て支援センターなどのスケジュール

だいたい	かも	きすき	みとや	よしだ	かけや
教室・相談 <b>あおぞら</b>	子育てサロン 10:00~	支援センター <b>きすき</b> 10:00~	支援センター <b>みとや</b>	子育てサロン	支援センター
子育て相談 11日(金)、25日(金) 10:00~16:00 子育て教室 3日(木) 9:30~11:30 赤ちゃん教室 8日(火) 9:30~11:30	つくしっこ広場 <b>かも</b> 毎週水曜日 2日、9日(七夕会)※ぶちつくしっこ合同 16日、23日、30日(誕生会) ぶちつくしっこ広場 <b>かもてらす</b> 第4金曜日 25日(うちわを作ろう)	笹飾り 2日(水)、七夕(要予約) 3日(木) ペットボトルシャワー作り(要予約) 8日(火) ミュージックケア(要予約) 11日(金) 誕生会(誕生児は要予約) 17日(木)	三刀屋保育所・開放日 9日(水) 10:00~ 赤ちゃん広場(水遊び) 18日(金) 10:00~ あそぼう広場(絵の具遊び) 25日(金)10:00~ おはなし会(パネルシアター) 30日(水)10:00~	にこにこクラブ(参加費 一家族100円) 日登公民館 16日(水) 10:00~12:00 高齢者コミュニティC 23日(水) 10:00~12:00	子育て相談日 夢の子 9日 10:00~11:00 昼食試食会 夢の子 16日 11:00~12:00 七夕会 掛合公民館 23日 かたら団子づくり 入間公民館 28日
地域サークル 9:30~11:30	支援センター <b>かも</b> 10:00~	出前保育	保育園開放日	子育てサロン	保育園開放日
幅屋公民館 14日(月)、春苑公民館 16日(水)、 佐世公民館 17日(木)、おおぎ 18日(金) おおぎっこサークル おおぎ 1日(火)	子育てママの育児相談 14日(月) ベビーマッサージ(要予約) 15日(火)	西日登公民館 9日(水) 10:00~12:00	よしだ・たい 3日(木)、19日(土) 9:30~	子育てサロン	子育てサロン
大保 毎週水曜日 かもめ 毎週金曜日 あおぞら 毎週金曜日	子育てママのリフレッシュタイム(要予約) 14日(月)	子育て座談会(要予約、「うさぎちゃん」の年齢) 1日(火)	あいふあくらぶ 吉田健康福祉C 16日(水) 9:30~	子育てサロン	子育てサロン
各施設とも給食試食は要予約	子育てママの育児相談 14日(月) ベビーマッサージ(要予約) 15日(火)	子育て座談会(要予約、「うさぎちゃん」の年齢) 1日(火)	子育てママの育児相談 14日(月) ベビーマッサージ(要予約) 15日(火)	子育てサロン	子育てサロン
	子育てママの育児相談 14日(月) ベビーマッサージ(要予約) 15日(火)	子育て座談会(要予約、「うさぎちゃん」の年齢) 1日(火)	子育てママの育児相談 14日(月) ベビーマッサージ(要予約) 15日(火)	子育てサロン	子育てサロン

**大保**: 大東保育園 ☎43-6132、**かもめ**: かもめ保育園 ☎43-3010、**あおぞら**: あおぞら保育園(大東子育て支援センター) ☎43-9500、**おおぎ**: 地域福祉センターおおぎ ☎43-5610、**桂荘**: 大東農村改善センター桂荘 ☎43-2414、**かも**: 加茂子育て支援センター ☎49-6723、**きすき**: 木次子育て支援センター ☎42-2030、**みとや**: 三刀屋子育て支援センター(三刀屋健康福祉センター内) ☎45-9501、**よしだ**: 吉田保育所 ☎74-0330、**たい**: 田井保育所 ☎75-0201、**夢の子**: かけや夢の子園 ☎62-9900  
Cはセンター、市外局番はいずれも0854

# 図書館だより

**大東図書館** ☎0854-43-6131  
 7月の休館日 毎週金曜日、21日(祝)、31日(木)(図書整理日)

**イベント案内**  
 「こぐまちゃんくらぶ」毎週月曜日 10:30~ わらべうた遊びなど  
**新着の本(抄)** ▼貴志祐介「新世界より 上・下」▼川上弘美「風花」▼恩田陸「猫と針」▼重松清「ツバメ記念日 季節風 春」▼平山瑞穂「忘れない誓ったばかりがいた」▼斎藤由香「猛女とよばれた淑女 祖母齋藤輝子の生き方」▼小葉左多里ほか「ダーリンは外国人with BABY」▼上橋菜穂子「流れ行く者 - 守り人短編集-」▼近藤千恵「すてきなお母さんになるシンプルな3つの方法」▼園山明生子「女性の値打ち 気立て・所作・きもの姿」▼市田ひろみほか「ニッポンの名前 和の暮らしモノ図鑑」▼菅原正弘「よくわかるメタボリックシンドローム脱出法」▼主婦の友社編「骨盤の歪み直し100のコツ」▼甲斐徹郎「自分のためのエロロジー」▼名児耶朗「書の見方 日本の美と心を読む」▼五十嵐絹子「子どもが本好きになる瞬間」▼包むファクトリー編「ラッピング・レシピ」 ほか

**木次図書館** ☎0854-42-1021  
 7月の休館日 毎週月曜日、1日(火)、22日(火)、31日(木)(図書整理日)、8日(火)~16日(水)(書架撤入に伴う配架修正等作業)

**イベント案内** 「よみかたりのじかん」毎週水曜日 14:30~(10日、31日を除く)  
 「おはなしレストラン」5日(土) 10:30~11:30  
**新着の本(抄)** ▼桐野夏生「東京島」▼青山七恵「やさしいため息」▼薬丸岳「虚夢」▼よしもとばなな「サウスポイント」▼新堂冬樹「枕女優」▼藤本ひとみ「恋する力」▼山本一力「いすゞ鳴る」▼中島京子「平成大家族」▼高嶋哲夫「ファイアー・フライ」▼長野まゆみ「カルトローレ」▼有川浩「別冊図書館戦争①」▼諸田玲子「遊女のあと」▼あさのあつこ「ガールズ・ブルー①②」▼大泉洋、松久淳「夢の中まで語りたい」▼松井今朝子「今朝子の晩ごはん」▼望月昭「こんなツレでゴメンナサイ。」▼向井元子「すてきな絵本のいい童話」▼嵐山光三郎「妻との修復」▼柳田邦男「『気づき』の力」▼増尾清「農業・添加物はわが家と落とした」▼三好基晴「『健康食』はウソだらけ」▼有田芳生「メディアに心を蝕まれる子どもたち」▼与謝野馨「堂々たる政治」▼榊真山「真山つれづれ」

**加茂図書館** ☎0854-49-8739  
 7月の休館日 毎週木曜日、21日(祝)、31日(木)(図書整理日)

今月のテーマは「初めての海!」です。  
 家庭や学校での読み語りの参考にされませんが。

『ぐりとぐらのかいすいよく』  
 なかがわえりこ ぶん やまわきゆりこ え 福音館書店 刊  
 皆さんおなじみのぐりとぐらが、差し出し人「うみほうず」という不思議な手紙に誘われて初めての海水浴に挑戦します。初泳ぎと海の冒険はうまくいくのでしょうか? 海水浴の前に読おと楽しくなるかもかもしれません。



『ターちゃんペリカン』  
 ドン・フリーマン さく さいおんじさちこ やく ほるぶ出版 刊  
 ターちゃんは初めての釣りに挑戦しようと、新しい長靴で出かけます。砂浜には一羽のペリカンがいて魚の獲り方を見せてくれるのですが、その間に長靴が波にさらわれてしまいました。片方は釣上げたものの、もう片方は見当たらず、ペリカンもいなくなってしまう。しかたなくターちゃんが家路についたとき、さっきのペリカンが現れました。ペリカンの口のなかから出てきたのは…。こちらは、海へ出かけたあとにゆったり読みたい本です。





今年は全部行きたいな!

# 雲南市の夏祭り

7/20  
(日)

## 木次夏祭り

時間: 17:30~

会場: 斐伊川堤防、  
木次町商店街

およそ3,000発の花火が木次の夜空を彩り、斐伊川河川敷には500本の福ロソクが灯る幻想的な情景を演出します。  
花火大会 20:00~



7/23  
(水)

## 二十三夜祭

時間: 18:30~

会場: 加茂町連担地

焼火神社神事、みこし行列、左義長(子ども太鼓)、書画展  
花火大会 20:15~  
ライダーライブ 21:00~



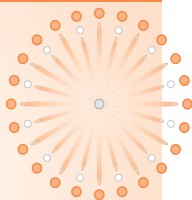
7/25  
(金)

## 三刀屋天満宮夏祭り

時間: 19:00~

会場: 三刀屋町商店街

お神輿渡御、子どもみこし、商店会イベントほか  
花火大会 20:15~



7/26  
(土)

## 吉田夏祭り

時間: 15:00~

会場: 吉田町吉田 稲わら工房周辺

子どもみこし、ステージイベント、花火大会ほか



※内容は変更される場合があります。

6月14日の朝、岩手・宮城内陸地震が発生しました。大規模な土砂崩れなどで、避難する間もない状況もあつたでしょう。自然災害はいつ起こるかわかりません。報じられた「地域で災害対応について話し合っていたおかげで」との被災者の話に、その必要性を感じました。

③

## 編

### 集後記

神代ふれあい体験農業や海潮田舎暮らし体験ツアーなど、地域資源を活かした交流事業が行われています。私たちがあたり前のように接している自然や文化も、訪れる人にとっては非日常のもの。その魅力を求めてやって来た多くの人から「楽しかった」「また来たい」「次は友だちを連れてくる」との声を聞きます。受け入れる地域のみなさんには相当な苦勞もあると思いますが、「いらっしやっただみなさんの笑顔に元気をもらっている」とも。来る人と迎える人、お互いに元気になる相乗効果があるようです。私も、地域のみなさんの懸命な姿に、少しでも役に立てればと思います。

## 季節ごよみ

### マイナスイオンと涼を求めて

7月6日(日)、三刀屋町多久和の雲見の滝では滝開きが行われます。暑くなってきたし、滝巡りなどいかがでしょうか。



・市報うんなんは、お近くの総合センターや公民館にもあります。  
・市報うんなんに対するご意見、ご感想はこちらまで!

政策企画部 情報政策課

[unnan-city@city.unnan.shimane.jp](mailto:unnan-city@city.unnan.shimane.jp)

人口 44,392人

男性・21,399人

世帯数 13,616世帯

女性・22,993人

(平成20年6月1日現在)